

事業用資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

R2.6.24現在

徳島県

商工労働観光部作成

	当面の事業資金に！ 給付金		資金繰りのため融資を受けたい！ 融資制度				従業員の休業に対応！ 休業手当		納税猶予や減免！ 納税	
実施機関等	経済産業省	徳島県	徳島県	徳島県	日本政策金融公庫	商工中金	労働局		国 税	地方税
制度名	・持続化給付金	・新型コロナウイルス対応！ 企業応援給付金 ・生活衛生関係営業者 応援給付金	・新型コロナウイルス 感染症対応資金	・セーフティネット資金 ・経済変動対策資金 ・経営安定借換資金	・新型コロナウイルス 感染症特別貸付 ・生活衛生新型コロナ ウイルス感染症 特別貸付 ・新型コロナウイルス 対策マル経融資	・危機対応融資	・雇用調整助成金	・小学校休業等対応 助成金 ・母性健康管理措置 による休暇取得支援 助成金	・納税猶予の特例 ・欠損金の繰戻し 還付	・軽減措置 ・納税猶予の特例
概要	法人200万円以内、 個人事業主 100万円以内を給付	対象となる県・ 日本政策金融公庫の 貸付資金にかかる 融資額の1割を給付 （※法人・個人事業主 とも100万円以内）	実質無利子 （当初3年間） 保証料ゼロ の融資	低利・低保証率の融資	低利子・無担保融資 特別利子補給制度を併用することで 当初3年間無利子	低利子・無担保融資	一時的な労働者の 休業への支援	・保護者の 休暇取得支援 ・妊婦の 休暇取得支援	納税猶予の特例 欠損金の繰戻し還付	固定資産税等の 軽減措置 納税猶予の特例
窓口	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 （申請サポート会場） ・徳島センチュリープラザ ホテル ・小松島商工会議所 ・阿南市商工業振興センター	徳島県 商工労働観光部 商工政策課 088-621-2322 【旅行業・宿泊業・運輸業】 徳島県 観光政策課 088-621-2339 【生活衛生関係】 県生活衛生営業指導センター 088-623-7400	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	日本政策金融公庫 徳島支店 088-625-7790	商工中金 徳島支店 088-623-0101	徳島労働局助成金 センター 088-622-8609	【小学校休業対応】 学校等休業助成金・ 支援金等相談 コールセンター 0120-60-3999 【母性健康管理措置】 徳島労働局 雇用環境・均等室 088-652-2718	徳島税務署 088-622-4131	中小企業庁 事業環境部 税務課 03-3501-5803 東部県税局 南部総合県民局 西部総合県民局
内容	対象期間の売上高が 前年同月比で▲50% 以上減少している事 業者を対象に、事業 全般に使える給付金 を支給 法人 200万円 個人事業者 100万円 ※ただし、昨年1年 間の売上からの減少 分が上限	対象期間の売上高が対前 年同月比で▲50%以上 減少している事業者に対 し、徳島県中小企業向け 融資制度の「新型コロナ ウイルス感染症対応資 金」または「セーフティ ネット資金」 日本政策金融公庫の 「生活衛生新型コロナウ イルス感染症特別貸付」 の融資額の1割を給付 （上限100万円）	市町村長から 「セーフティネット 保証4号/5号」 または、 「危機関連保証」 の認定を受けている 事業者対象の融資 利 子：当初3年間 実質無利子 保証料：なし 上 限：4,000万円 期 間：10年以内 据 置：5年以内	保証協会の保証付きの 低利・低保証率の融資 セーフティネット資金は 市町村長から下記の認定 を受けることが必要 【SN保証4号】 売上高が対前年同月比 ▲20%以上の場合 【SN保証5号】 売上高が対前年同月比 ▲5%以上の場合 【危機関連保証】 売上高が対前年同月比 ▲15%以上の場合	・新型コロナウイルス 感染症特別貸付 上限：3億円 期間：15～20年以内 据置：5年以内 ・生活衛生新型コロナ ウイルス感染症 特別貸付 上限：6,000万円 期間：15～20年以内 据置：5年以内 ・マル経融資 上限：1,000万円 期間：7～10年以内 据置：3～4年以内 最近1ヶ月の 売上高が前年又は 前々年と比較して、 ▲5%以上の方が対象 金利：当初3年間 基準金利より▲0.9%減 ※特別利子補給制度併用により 当初3年間実質無利子 特別利子補給制度適用対象 個人事業者：要件無し 小規模事業者：売上高▲15%減 中小企業者：売上高▲20%減	上限：3億円 期間：15～20年以内 据置：最長5年以内 ※上限1日1人 あたり 15,000円 （月額33万円）	休業手当に 対する助成 中小企業 4/5 解雇等を伴わない 場合 10/10 ※上限1日1人 あたり 15,000円 （月額33万円）	【事業者】 休暇中に支払った 賃金相当額を助成 ※上限1日1人あたり 15,000円 【フリーランス】 1日あたり7,500円 を助成 【母性健康管理措置】 5日以上20日未満 25万円助成 以降20日ごとに 15万円加算 （上限100万円） ※1事業所20人まで	【納税猶予】 2月以降、売上が 減少した場合、 「1年間納税猶予」 （無担保・無延滞税） 【欠損金繰戻し還付】 前年度赤字で今年度 赤字の場合、前年度 等に納付した法人税 の一部を還付	【固定資産税・ 都市計画税】 2021年度の固定 資産税及び都市計 画税について、事 業収入の減少幅に 応じて減免 【納税猶予等】 事業に著しい損失 を受けた場合、 納税等を猶予

「新型コロナウイルス感染症対応資金」または、
「セーフティネット資金」を2月以降に利用し、
2月～8月の売上高が対前年同月比▲50%以上減少
されている場合、県「企業応援給付金」の対象